

本願寺・東寺地区の界わい景観整備地区指定について

本市では、京都の優れた市街地景観を保全・再生・創出し、後世に伝えるため、京都市市街地景観整備条例を平成 8 年 5 月から施行しています。この条例に基づく「界わい景観整備地区」(1) に、本願寺・東寺地区を追加指定します。

この制度は、様々な用途や様式の建築物が混在しながらも、界わいの色合いがはっきりした景観的特徴を持つ地域について指定するもので、市街地景観の整備を目的としています。

本願寺・東寺地区は、東西本願寺周囲の寺内町や東寺に至る参道沿いなど、京都らしい町並みや歴史的な建造物が今なお多く遺されています。この地域には、仏壇・仏具などを扱う店や参拝者の宿舎である和風旅館が軒を連ねるなど、今日まで特色豊かな景観を残しており、美観地区(2) や建造物修景地区(3) に指定することにより、市街地景観の整備に努めてきました。この度、界わい景観整備地区に重ねて指定することにより、よりきめ細やかな規制と助成による誘導を行うことで特色ある町並み景観の形成をいっそう推進します。

本願寺・東寺地区の整備計画の概要は、次のとおりです。

1 指定に至る経過

- ・ 平成 13 年度～ 16 年度：町並み景観等の調査。
- ・ 平成 15 年度～：地域住民への提案や説明会開催等による協議を行い、おおむねの了解を得た。
- ・ 平成 17 年 5 月：指定範囲案等の縦覧。(平成 17 年 5 月 17 日～ 31 日)
- ・ 平成 17 年 7 月 11 日：平成 17 年度第 2 回美観風致審議会で承認を得た。
- ・ 平成 17 年 9 月 1 日：界わい景観整備地区に指定し、告示する。

2 本願寺・東寺地区の界わい景観整備地区及び整備計画

(1) 景観整備の方針

東西本願寺の寺内町として 400 年余にわたり都市生活が営まれてきた市街地や東寺に至る道路沿いなど、京都らしい歴史的な市街地の景観を整備するための指針を定めます。

ア 仏壇、仏具、法衣等の宗教関連商品を扱う見世造り(4)の商店、しもた屋(5)等の町家により形成される、歴史的な町並みを生かした外観とします。

イ 多様な宗教用品を扱う店舗、工房が集まり、多くの市民の暮らしの空間に共存して育まれた「ものづくりの空間」や「観光客を迎える空間」の向上に資する景観整備を図ります。

(2) 建築物や工作物の新築等及び模様替え等を行う場合の基準

景観整備の方針に基づく公共用空地（道路，公園等）から見える建築物等の意匠，形態等の基準は，下記に示すア～オの各地区により異なります。

ア 美観地区に重ね指定する敷地

建築物の屋根は平入り（道路側に軒が出ている状態）の特定こう配屋根（20度以上30度以下のこう配を有する屋根）を有すること等を追加します。

イ 第2種建造物修景地区に重ね指定する敷地

建築物の1階部分の道路に面した壁面にこう配のある深い庇等が設けられていること等を追加します。

道路に面した壁面及び道路から見える側壁面の仕上げが，光沢のない落ち着いた色彩であること等を追加します。

ウ 町並み型重要地域（6）に指定する敷地

アに定める形態意匠の基準に適合していること等を追加します。

道路に面した建築物の壁面の1階及び2階部分に特定こう配を有する90センチメートル程度の通り庇を設けること等を追加します。

エ 町辻型重要地域（7）に指定する敷地

2つの道路に面する建築物の1階の壁面は，2正面性を図る形態及び意匠とすること等を追加します。

1階及び2階部分にあっては，地域の特色ある景観を象徴するものとして，別に掲げる意匠を構成する要素（図1参照）を取り入れたものとして追加します。

オ その他全ての地区について，屋根，壁面等の形態意匠等を界わい景観建造物（8）（図2参照）に代表される地域の景観的特徴に調和させること等を追加します。

（3） 認定

建築確認申請が必要な建築物，工作物の新築等（新築，増築，改築又は移転）及び模様替え等を行う場合は，市長の認定が必要です。

（4） 補助制度

界わい景観建造物，重要界わい景観整備地区（町並み型，町辻型）内の建築物等について，伝統的な町家等の景観づくりの様式を継承するデザインで修理，新築する場合，公共用空地から見える部分に要する工事費の2/3若しくは，最高限度額600万円の補助を受けることができます。

（5） 既存の界わい景観整備地区のリスト

地区名	指定年月
三条通界わい景観整備地区	平成 9年3月
上賀茂郷界わい景観整備地区	平成 9年3月
伏見南浜界わい景観整備地区	平成 9年3月
千両ヶ辻地区界わい景観整備地区	平成13年8月
上京北野界わい景観整備地区	平成13年8月
西京樫原界わい景観整備地区	平成13年8月

(参考)

用語		内容
1	界わい景観整備地区	美観地区又は建造物修景地区内において、まとまりのある地域色豊かな賑わいのある景観の特性を示している市街地の地域。
2	美観地区	京都の生活様式から生み出された特徴ある形態，意匠を有する建造物が存し，趣のある町並みを形成している市街地及び高層の建造物が群としての構成美を示している市街地をその景観の維持及び向上を図るために指定している地域。(一定の高さを超える建築物の新築又は模様替えについて認定要。高さ，デザイン制限あり。)
3	建造物修景地区	中高層建築物が地域の景観と調和したものとなるよう，配慮を求め，地域の景観特色を整えていくことを目的としている地域。(一定の高さを超える建築物の新築又は模様替えについて届出要。高さ，デザイン制限あり。)
4	見世造り	東西本願寺の門前の特徴ある店舗形態。1階部分の軒下空間を店舗とし，外部からでも商品を良く見えるように造られた建築物を言う。
5	しもた屋	一般的には，商店街の中にある住宅や商いを辞めてしまった町家のことを言い，近世京都においては，しもた屋格子と言われる格子が正面に多く使われている町家を言う。
6	町並み型重要地区	界わい景観整備地区内において，地域の景観を代表する建造物などが連続して町並みを形成している地域。
7	町辻型重要地区	界わい景観整備地区内において，最も人目に触れる街角について景観上重要な箇所として位置付けている地域。
8	界わい景観建造物	界わい景観整備地区内の町並み景観を特色付け，また景観整備を図るうえでガイドラインの役割を果たす建造物。

(美観地区と建造物修景地区のイメージ図)



(意匠装置)

地 区	意 匠
本願寺地区	飾り窓，平格子，目隠し格子，額縁窓，持出し手摺，腕木びさし，加敷天井（蔵づくり風を含む。），むしこ窓，幕掛け
東寺地区	平格子，出格子，腕木びさし，加敷天井（蔵づくり風を含む。），むしこ窓，幕掛け



飾り窓



平格子



目隠し格子



額縁窓



持出し手摺



腕木びさし



加敷天井



蔵づくり風加敷天井



むしこ窓



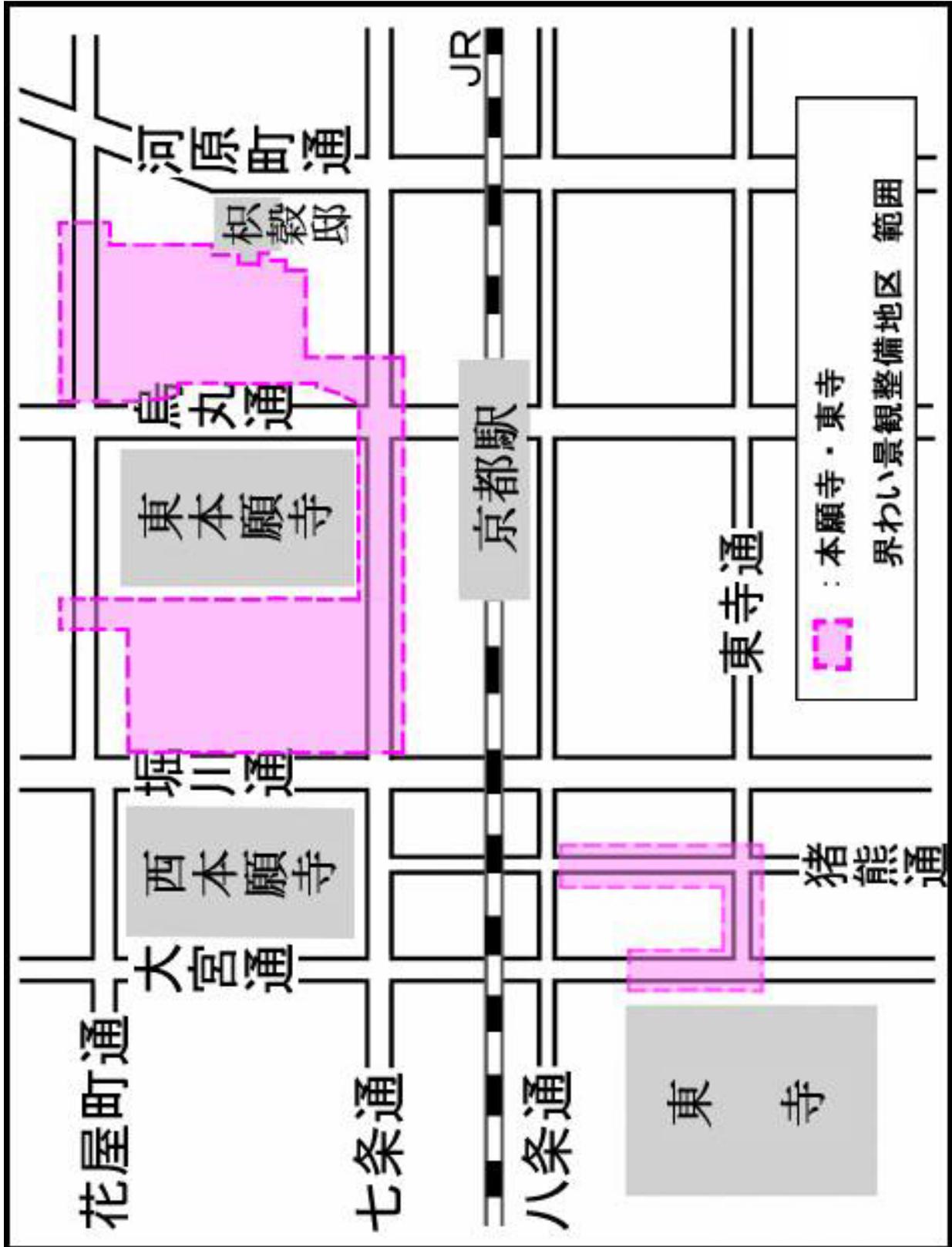
幕掛け

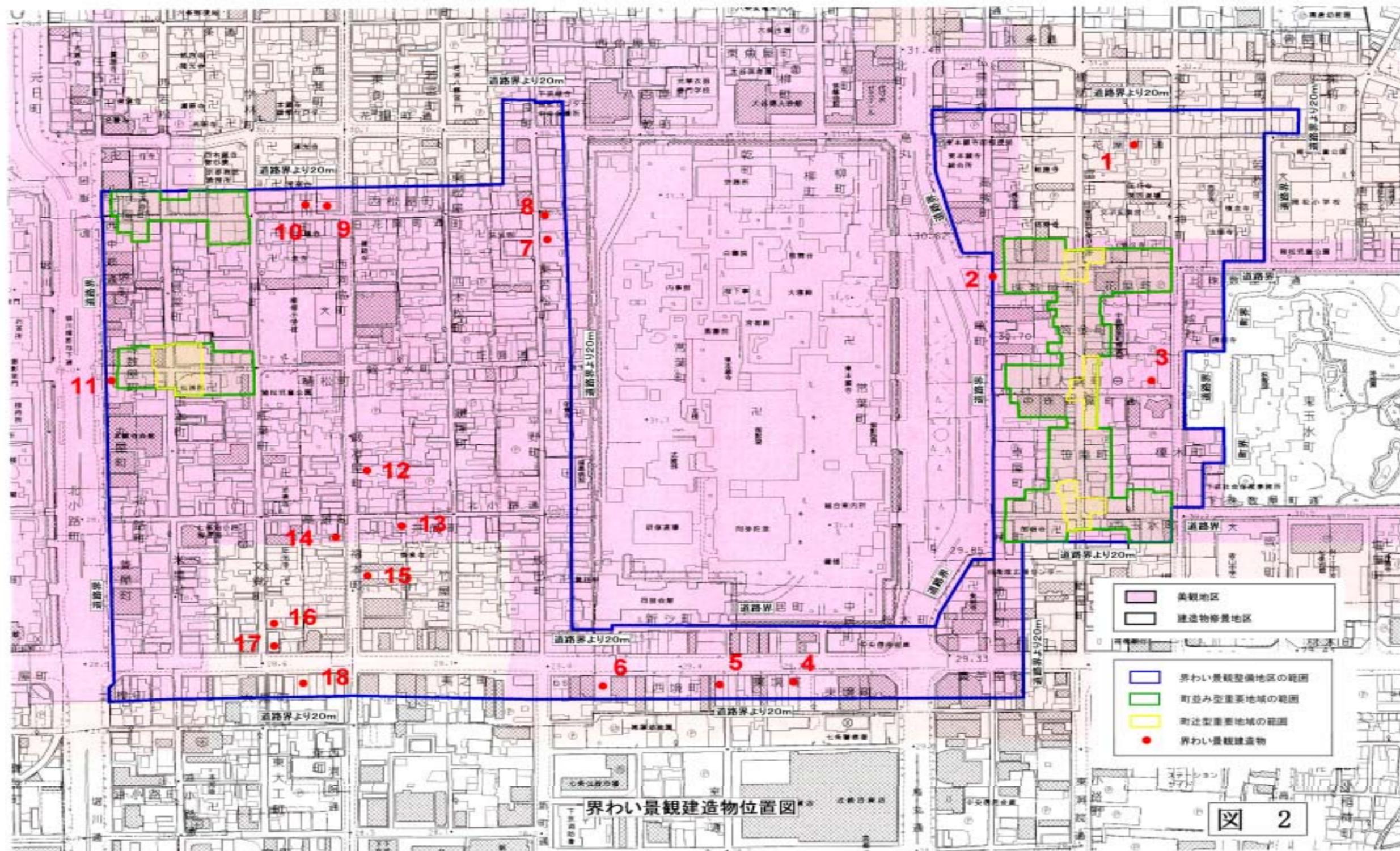


出格子



見世づくり







1



4



6



8



2



5



7



9



3



10

界わい景観建造物（下京区・南区）



11



13



15



17



12



14



16



18



19

界わい景観建造物（下京区・南区）